

特定非営利活動促進法に基づく「申請に対する処分」に係る標準処理期間

(平成 30 年 12 月 17 日設定)

- 1 認定（第 44 条第 1 項）については、標準処理期間を 6 月と定める。
- 2 認定の更新（第 51 条第 2 項）については、標準処理期間を 6 月と定める。
- 3 特例認定（第 58 条第 1 項）については、標準処理期間を 6 月と定める。
- 4 認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人の合併の認定（第 63 条第 1 項）については、標準処理期間を 6 月と定める。
- 5 特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）の合併の認定（第 63 条第 2 項）については、標準処理期間を 6 月と定める。